

杉並区の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

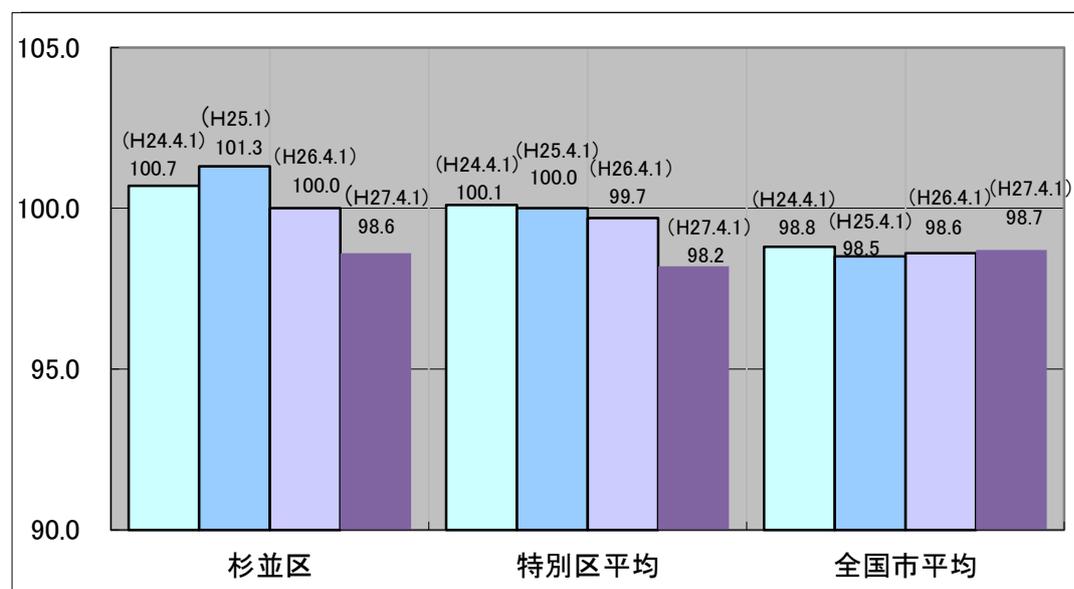
区分	住民基本台帳人口 (27年1月1日現在)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 24年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
26年度	547,165	166,223,451	6,527,624	36,864,198	22.2	22.6

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費				人当たり 給与費B/A	(参考)特別区平均 一人当たりの給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
26年度	3,375	13,190,547	4,998,583	5,673,108	24,580,322	7,283	6,994

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、26年4月1日現在の人数である。

(3) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
3 平成24年及び25年は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定・特例法による給与減額措置が無いとした場合の値である。

(4) 給与改定の状況

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
27年度	円 401,567	円 400,154	1,413円 (0.35%)	% 0.35	% 0.35	% 0.36

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレレス比較した平均給与月額である。

②特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
27年度	月 4.32	月 4.20	月 0.12	月 0.10	月 4.30	月 4.20

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

(給料表の改定時期) 平成27年4月1日

(内容) 行政職(一)の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均1.8%引き下げ。

他の給料表については、行政職(一)との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

(支給割合) 国基準20%に対し、杉並区においても20%を支給。

(実施時期) 平成27年4月1日より実施。

③その他の見直し内容

管理職特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。

(平成27年4月1日実施)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(27年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
杉並区	43.4歳	327,327円	479,230円	412,299円
東京都	41.6歳	318,513円	454,886円	400,246円
国	43.5歳	334,283円	—	408,996円
特別区	42.0歳	314,181円	440,874円	395,669円

②技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額(国ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	A/B
杉並区	49.6歳	430人	306,670円	422,615円	417,883円	—	—	—	—
うち清掃職員	47.4歳	213人	308,474円	450,553円	422,801円	廃棄物処理業従業員	44.9歳	289,500円	1.55
うち学校給食員	51.8歳	60人	304,792円	388,711円	401,433円	調理師	40.8歳	304,100円	1.27
うち守衛	54.6歳	14人	333,079円	507,612円	594,821円	守衛	59.0歳	270,400円	1.87
うち用務員	51.7歳	73人	299,501円	376,318円	391,108円	用務員	54.6歳	200,300円	1.87
うちその他	51.5歳	70人	304,987円	397,948円	409,553円	—	—	—	—
東京都	48.1歳	1,537人	293,483円	397,232円	365,078円	—	—	—	—
国	50.2歳	2,994人	289,141円	—	328,318円	—	—	—	—
特別区	50.1歳	332人	300,893円	408,245円	376,432円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
杉並区	—	—	—
うち清掃職員	7,051,133円	3,952,300円	1.78
うち学校給食員	6,273,193円	4,138,700円	1.51
うち守衛	7,903,626円	3,707,700円	2.13
うち用務員	6,097,115円	2,774,400円	2.19
うちその他	6,379,688円	—	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成24～26年の3ヶ年平均)調理師・守衛については東京都平均、廃棄物処理業従業員・用務員については全国平均となっている。

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③教育職

	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
杉並区	34.0歳	301,412円	392,845円
東京都	40.9歳	342,472円	443,342円
特別区平均	38.2歳	321,284円	429,800円

(注)1 「平均給料月額」とは、27年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。また、「平均給与月額(国ベース)」は国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたものである)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(27年4月1日現在)

区 分		杉並区	東京都	国
一般行政職	大学卒	181,200円	181,200円	174,200円
	高校卒	143,300円	143,000円	142,100円
技能労務職	高校卒	135,200円	139,500円	—
教育職	大学卒	193,400円	195,900円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額(27年4月1日現在)

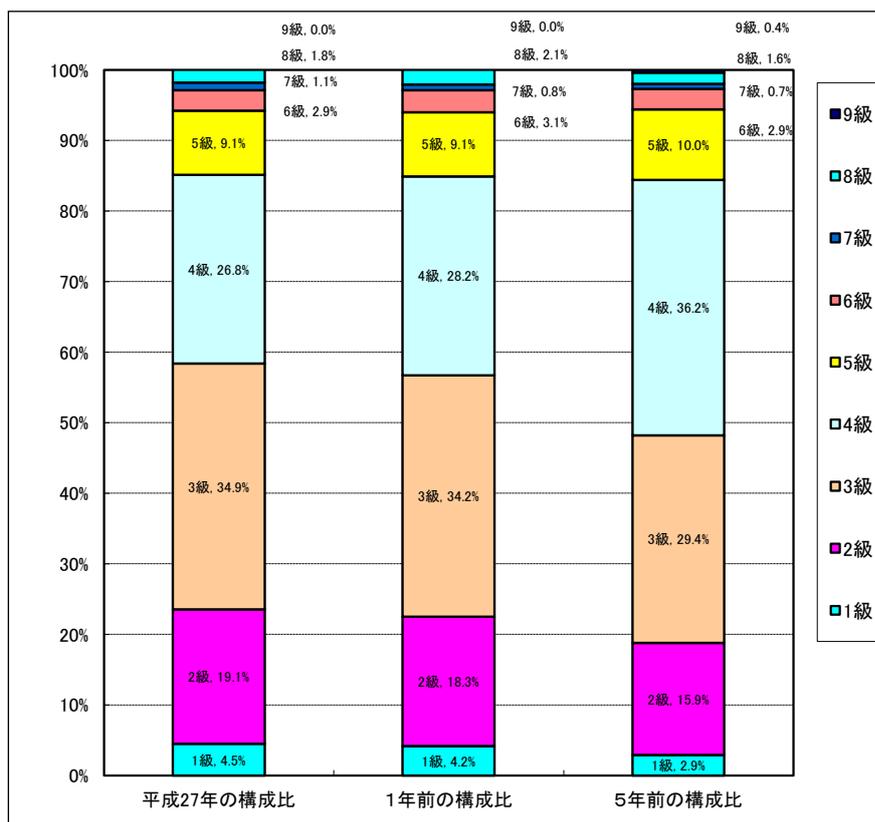
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	275,040円	352,186円	372,329円	415,608円
	高校卒	226,450円	324,689円	349,793円	368,459円
技能労務職		—	298,135円	314,743円	326,267円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(27年4月1日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号級の給料月額	最高号級の給料月額
8級	部長	29人	1.8%	332,400円	510,400円
7級	統括課長	18人	1.1%	280,200円	453,300円
6級	課長	48人	2.9%	252,400円	439,800円
5級	総括係長	149人	9.1%	—	426,600円
4級	係長	441人	26.8%	216,200円	404,900円
3級	主任主事	571人	34.8%	195,000円	363,500円
2級	係員	313人	19.1%	166,500円	333,100円
1級	係員	74人	4.5%	138,700円	299,800円

- (注) 1 杉並区の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。
 3 地方公務員給与実態調査による一般行政職を対象とする。



(注)平成 24 年に 9 級制から 8 級制に変更している。

(2) 昇給への勤務成績の反映状況(一般行政職)

1. 勤務成績の評定の実施状況

地方公務員法第40条に基づき、毎年1月1日を評定日として全職員に対して勤務成績の評定を実施。

2. 昇給への勤務成績の反映状況

勤務成績に基づき、5段階(A:極めて良好、B:特に良好、C:良好、D:やや良好でない、E:良好でない)評価を実施し、その結果に基づき、昇給号数(6号・5号・4号・3号・昇給なし)を決定。

(1) 管理職

95名中、最上位・上位(6・5号昇給)に決定された者が35名(36.8%)、中位(4号昇給)に決定された者が59名(62.2%)、下位・最下位(3号・昇給なし)に決定された者が1名(1.0%)であった。

(2) 一般職員

1,493名中、最上位・上位(6・5号昇給)に決定された者が516名(34.6%)、中位(4号昇給)に決定された者が975名(65.3%)、下位・最下位(3号・昇給なし)に決定された者が2名(0.1%)であった。

(注)1 一般行政職は 27 年 4 月 1 日に昇給した行政職給料表(一)に該当するものであり、休職者等を含まない。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

杉並区	東京都	国
1人当たり平均支給額(26年度) 1,604千円	1人当たり平均支給額(26年度) 1,734千円	—
(26年度支給割合) 期末手当 2.60月分 (1.45月分) 勤勉手当 1.60月分 (0.75月分)	(26年度支給割合) 期末手当 2.60月分 (1.45月分) 勤勉手当 1.60月分 (0.75月分)	(26年度支給割合) 期末手当 2.60月分 (1.45月分) 勤勉手当 1.50月分 (0.70月分)
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・職務段階別加算 5～20% ・管理職加算 15～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・職務段階別加算 3～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)

1. 勤務成績の評定の実施状況

地方公務員法第40条に基づき、毎年1月1日を評定日として全職員に対して勤務成績の評定を実施。

2. 平成27年6月の勤勉手当への勤務実績の反映状況

勤務成績に基づき、5段階(最上位・上位・中位・下位・最下位)評価を実施し、その結果に基づき、成績率を決定。

(1) 管理職

95名中、最上位・上位(11630/10000～10765/10000)に決定された者が35名(36.8%)、中位(9900/10000)に決定された者が59名(62.2%)、下位・最下位(9700/10000～9400/10000)に決定された者が1名(1.0%)であった。

(2) 一般職員

1,493名中、最上位・上位(10990/10000～10231/10000)に決定された者が516名(34.6%)、中位(10000/10000～9970/10000)に決定された者が975名(65.3%)、下位・最下位(9800/10000～9470/10000)に決定された者が2名(0.1%)であった。

(2) 退職手当(27年4月1日現在)

杉並区			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	18.50月分	25.50月分	勤続20年	20.445月分	25.55625月分
勤続25年	29.00月分	34.25月分	勤続25年	29.145月分	34.5825月分
勤続35年	41.25月分	49.55月分	勤続35年	41.325月分	49.59月分
最高限度額	41.25月分	49.55月分	最高限度額	49.59月分	49.59月分
一人当たり平均支給額	1,982千円	23,007千円			
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置	(2%～20%加算)		定年前早期退職特例措置	(2%～45%加算)	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、26年度に退職した職員に支給された平均額である。

支給率は平成27年度適用の支給率。

(3) 地域手当 (27年4月1日現在)

支給実績(26年度決算)		2,621,979千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)		688,726円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
特別区	20%	3,794人	20%
地域手当補正後ラスパイレス指数 (ラスパイレス指数)		100.3 (98.6)	

(注) 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率)/(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)

(4) 特殊勤務手当 (27年4月1日現在)

支給実績(26年度決算)		41,183千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)		119,026円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(26年度)		10.84%		
手当の種類(手当数)		8種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (26年度決算)	左記職員に対する 支給単価
特定危険現場業務手当	建築課・営繕課担当職員	昇降機検査業務、高所作業	4,800円	日額 170～400円
取締・指導等業務手当 ※	建築課・交通対策課、環境課担当職員	取締・指導業務	214,920円	日額 220～290円
福祉事務所等業務手当	福祉事務所・高齢者施策課・高齢者在宅支援課・介護保険課担当職員	家庭等の訪問	3,637,220円	日額460円
防疫等業務手当	保健所・保健センター等担当職員	感染症・結核患者等へ接触する業務	23,360円	日額 160～700円
放射線業務手当 ※	保健所・保健センター担当職員	エックス線作業	214,130円	日額490円
有害薬物取締手当	衛生試験所担当職員	有害薬物の検査等	178,000円	日額200円
清掃業務手当	清掃事務所等の清掃業務担当職員	廃棄物の処理を直接行う業務及びこれに密接に関連する業務	34,383,300円	日額700円
教員特殊業務手当	学校・幼稚園・子供園の教員	非常災害時の緊急業務等	553,700円	日額 1,700～6,400円

※取締・指導等業務手当及び放射線業務手当は、平成26年度末で廃止した。

(5) 時間外勤務手当

支給実績(26年度決算)	1,499,521千円
支給職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)	418千円
支給実績(25年度決算)	1,440,853千円
支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	395千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(25年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当 (27年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (26年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (26年度決算)
扶養手当	<p>【内容】 扶養親族を有する職員に支給</p> <p>【支給額】</p> <p>(1)配偶者及び配偶者を欠く第一子 13,700 円</p> <p>(2)配偶者を除く扶養親族 5,500 円 (改定後 6,000 円)</p> <p>(3)その他の扶養親族 5,500 円 (改定後 6,000 円)</p> <p>※満 15 歳に達する最初の 4 月 1 日から満 22 歳に達する最初の 3 月 31 日までの間の子がいる場合は、4,000 円加算</p>	異なる	<p>(1)配偶者 13,000 円</p> <p>(2)配偶者を除く扶養親族 6,500 円</p> <p>(3)その他の扶養親族 6,500 円</p> <p>※16～22 歳の扶養親族である子 1 人につき 5,000 円の加算</p>	229,099 千円	178,426 円
住居手当	<p>【内容】 借家・借間に居住する世帯主 (準ずる者を含む)である者</p> <p>【支給額】</p> <p>(1)27 歳以下の者 27,000 円</p> <p>(2)32 歳以下の者 17,600 円</p> <p>(3)33 歳以上の者 8,300 円</p> <p>(4)持家に居住する世帯主である者 4,000 円</p>	異なる	家賃負担者 最高 27,000 円	210,665 千円	96,458 円
通勤手当	<p>【内容】 通勤のために交通機関等を利用し運賃等の負担を常例とする職員又は自転車等交通用具の使用を常例とする職員に支給</p> <p>【支給額】</p> <p>(1)交通機関等利用者 原則として 6 ヶ月定期代</p> <p>(2)交通用具使用者 交通用具の区分・使用距離に応じた定額(①～②)×6 ヶ月</p> <p>①一般 :2,600～13,000 円</p> <p>②障害者 :3,900～24,900 円</p> <p>(3)交通機関・交通用具併用者 原則として(1)と(2)の合計額</p> <p>※1 月当たり支給最高限度額 55,000 円</p>	異なる	(2)交通用具使用者 通勤距離に応じて 2,000 ～24,500 円	469,305 千円	134,164 円
単身赴任 手当	<p>【内容】 公署を異にする異動等に伴う転居のため、配偶者と別居し、単身で生活することを常況とし、距離制限(片道 80 km 以上)を満たす職員に支給</p> <p>【支給額】</p> <p>(1)基礎額 30,000 円</p> <p>(2)加算額 3,000～14,000 円 (配偶者との住居の距離が 100km 以上の場合に加算)</p>	異なる	配偶者宅との交通距離に応じ、23,000～68,000 円	276 千円	276,000 円

管理職 手当	【内容】 管理又は監督の地位にある職員のうち特に指定するものに支給 【支給額】 (1)部長 128,600 円 (2)統括課長 105,800 円 (3)課長 91,100 円	異なる	支給金額	162,047 千円	1,182,822 円
初任給 調整手当	【内容】 専門的な知識を有する職員の採用を容易にするため、民間賃金との較差を考慮して設けられた手当。医師及び歯科医師に支給 【支給額】 52,000～175,100 円	異なる	306,900 円以内を支給	8,372 千円	1,196,054 円
休日給	【内容】 休日に正規の勤務時間中に勤務した職員に支給 【支給額】 勤務 1 時間当たりの給与額×135/100	同じ		108,656 千円	124,749 円
夜勤手当	【内容】 正規の勤務時間として、午後 10 時から翌日午前 5 時までの間に勤務した職員に支給 【支給額】 勤務 1 時間当たりの給与額×25/100	同じ		3,563 千円	93,770 円
宿日直 手当	【内容】 宿日直勤務した場合に支給 【支給額】 ・休日、夜間警戒本部に勤務 5 時間未満 4,600 円 5 時間以上 9,200 円 ・上記以外の勤務 5 時間未満 3,200 円 5 時間以上 6,400 円 ※年未年始加算あり	異なる	勤務の態様に応じその勤務 1 回につき、4,200～20,000 円を支給	4,490 千円	48,275 円
管理職 特別勤務 手当	【内容】 管理職が週休日、休日又は平日深夜に勤務し代休日を取得できない場合に支給 【支給額】 ・部長 6 時間以下 12,000 円 6 時間超 18,000 円 平日深夜 6,000 円 ・課長 6 時間以下 10,000 円 6 時間超 15,000 円 平日深夜 5,000 円	異なる	勤務 1 回につき 6,000～18,000 円を支給。6 時間を超える勤務については、5 割増。	2,240 千円	224,000 円
義務教育 等教員 特別手当	【内容】 義務教育諸学校等の教育職員に優秀な人材の確保することを目的とした手当。 【支給額】 職務の級及び号級により 幼稚園 1,120 円～4,150 円 小学校 2,730 円～12,610 円			5,800 千円	39,454 円

(注)平成 27 年 12 月 8 日付け、杉並区職員の給与に関する条例の改定により、扶養手当の(2)(3)については、平成 27 年 4 月 1 日に遡って 6,000 円に改定した。

5 特別職の報酬等の状況(27年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等		
給 料	区 長	1,113,100円	(参考)類似団体における最高/最低額	
	副区長	891,900円	1,248,000円 /	984,600円
	教育長	764,400円	1,010,000円 /	836,900円
報 酬	議 長	856,000円	956,000円 /	856,000円
	副議長	774,700円	813,000円 /	743,000円
	議 員	595,700円	621,000円 /	585,200円
期 末 手 当	区 長	3.68月分		
	副区長	3.68月分		
	議 長	3.43月分		
	副議長 議 員	3.43月分 3.43月分		
退 手 職 当		(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	区 長	給料×在職年数×450/100	2,000万円	任期毎
	副区長	給料×在職年数×306/100	1,089万円	任期毎

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

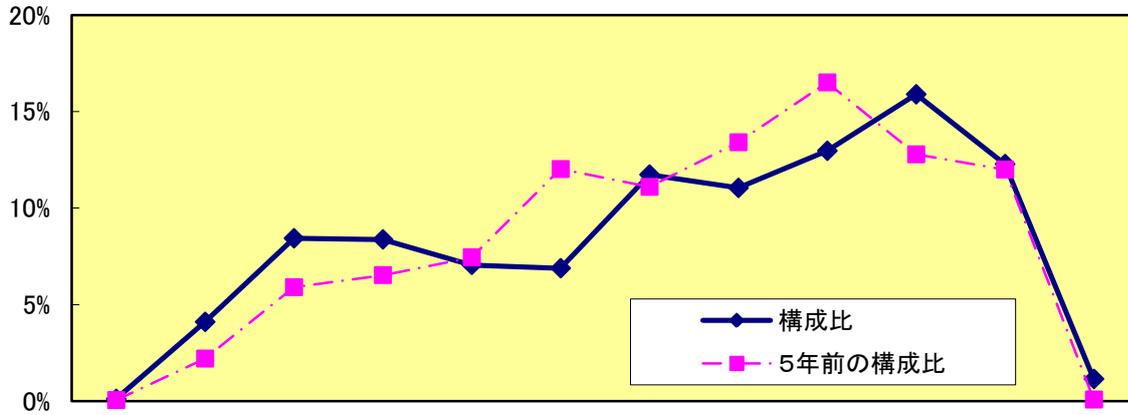
(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由	
		平成26年	平成27年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	15	15	0	
		総務	496	480	△16	区民事務所の統廃合などによる減
		税務	108	108	0	
		民生	1,494	1,520	26	保育園待機児対策、子どもセンター開設、障害者生活支援施設利用者増などによる増
		衛生	445	422	△23	保健所組織改正、現業系職員退職不補充などによる減
		労働	3	3	0	
		農林水産	3	3	0	
		商工	19	20	1	観光事業への対応などによる増
		土木	314	321	7	防災まちづくり組織改正、狭あい道路組織改正などによる増
		計	2,897	2,892	△5	<参考> 人口1万人当たり職員数 <u>52.85</u> 人
	教育部門	478	457	△21	科学館事業の移管、学校給食・学校警備・学校用務の委託、区費教員の退職不補充などによる減	
小計	3,375	3,349	△26	<参考>人口1万人当たり職員数 <u>61.21</u> 人		
公営企業等会計部門	その他	139	138	△1	再任用短時間職員の活用による減	
合計		3,514 [3,649]	3,487 [3,649]	△27 [0]	<参考>人口1万人当たり職員数 <u>63.73</u> 人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員で、教育長を含み自治法派遣(一部事務組合等派遣)の職員を除く

2 合計欄の[]は、条例定数の合計

(2) 年齢別職員構成の状況(平成 27 年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数(人)	4	143	294	292	246	240	409	385	452	554	428	40	3,487

(注) 上記職員数は、教育長を除き、再任用フルタイム職員を含む

(3) 職員数の推移

(単位:人・%)

部門	区分	22年	23年	24年	25年	26年	27年	過去5年間の増減数(率)
一般行政部門		2,974	2,939	2,957	2,922	2,897	2,892	△82(97.2%)
	教育部門	560	553	526	497	478	457	
普通会計部門計		3,534	3,492	3,483	3,419	3,375	3,349	△185(94.8%)
公営企業等会計計		144	142	140	140	139	138	△6(95.8%)
総合計		3,678	3,634	3,623	3,559	3,514	3,487	△191(94.8%)